

正

様式コード

2 2 2 5

健康保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届

常務理事	事務長	課長	課長	係長	係

受付印

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	厚生年金保険 事業所整理記号	-	事業所記号	健康記号	
	事業所所在地				
	事業所名称				
	事業主氏名				
電話番号	() () () () () () () () () ()				

社会保険労務士記載欄 氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑰ 備考		
	⑤ 従前の標準報酬月額				⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給			⑧ 遡及支払額	
	⑨ 給与支払月		⑩ 給与計算の基礎日数		報酬月額		⑭ 総計			⑮ 平均額	
			⑪ 通貨によるもの		⑫ 現物によるもの		⑬ 合計(⑪+⑫)			⑯ 修正平均額	
									⑱ 改定後の標準報酬月額		

1	①	②	③ 5.昭 7.平	④ 9 年 月 日	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月 1.昇給 2.降給	⑧ 遡及支払額 月	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考 1.月額変更予定(月) 2.途中入社(年月日) 3.産前産後休・育休・退職等 4.パート 5.年間平均 6.二以上勤務 7.短時間労働者(特定適用事業所等) 8.その他	⑱ 改定後の月額	健	千円	厚	千円													
	⑤	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円
	⑨	4	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		
	⑨	5	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		

2	①	②	③ 5.昭 7.平	④ 9 年 月 日	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月 1.昇給 2.降給	⑧ 遡及支払額 月	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考 1.月額変更予定(月) 2.途中入社(年月日) 3.産前産後休・育休・退職等 4.パート 5.年間平均 6.二以上勤務 7.短時間労働者(特定適用事業所等) 8.その他	⑱ 改定後の月額	健	千円	厚	千円													
	⑤	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円
	⑨	4	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		
	⑨	5	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		

3	①	②	③ 5.昭 7.平	④ 9 年 月 日	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月 1.昇給 2.降給	⑧ 遡及支払額 月	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考 1.月額変更予定(月) 2.途中入社(年月日) 3.産前産後休・育休・退職等 4.パート 5.年間平均 6.二以上勤務 7.短時間労働者(特定適用事業所等) 8.その他	⑱ 改定後の月額	健	千円	厚	千円													
	⑤	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円
	⑨	4	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		
	⑨	5	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		

4	①	②	③ 5.昭 7.平	④ 9 年 月 日	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月 1.昇給 2.降給	⑧ 遡及支払額 月	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考 1.月額変更予定(月) 2.途中入社(年月日) 3.産前産後休・育休・退職等 4.パート 5.年間平均 6.二以上勤務 7.短時間労働者(特定適用事業所等) 8.その他	⑱ 改定後の月額	健	千円	厚	千円													
	⑤	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円
	⑨	4	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		
	⑨	5	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		

5	①	②	③ 5.昭 7.平	④ 9 年 月 日	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月 1.昇給 2.降給	⑧ 遡及支払額 月	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考 1.月額変更予定(月) 2.途中入社(年月日) 3.産前産後休・育休・退職等 4.パート 5.年間平均 6.二以上勤務 7.短時間労働者(特定適用事業所等) 8.その他	⑱ 改定後の月額	健	千円	厚	千円													
	⑤	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円
	⑨	4	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		
	⑨	5	月	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	健	千円	厚	千円	⑰		⑱	円	健	千円	厚	千円		

記入例 | 算定基礎届

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 備考											
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額													
	⑨ 給与支払月		⑩ 給与計算の基礎日数		⑪ 通貨によるもの		⑫ 現物によるもの			⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額		⑰ 改定後の標準報酬月額		
1	12		〇〇〇 〇〇		5.22 7.27		2 12 1		2 9		⑦備考 1.月額変更予定(月) 2.途中入社(年月日) 3.産前産後休・育休・休職等 4.パート 5.年間平均 6.二以上勤務 7.短時間労働者(特定適用事業所等) 8.その他									
	健 200 千円		厚 200 千円		元 年 9 月		昇(降)給 月 1.昇給 2.降給		遡及支払額		⑭ 総計		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額		⑰ 改定後の月額		健 240 千円 厚 240 千円	
	4 月 30 日		225,000 円		5,000 円		230,000 円		690,000 円		230,000 円									
	5 月 31 日		225,000 円		5,000 円		230,000 円		230,000 円											
6 月 30 日		225,000 円		5,000 円		230,000 円														

記入方法 | 記入例を参考に次の事項に注意のうえご記入ください。

- ① 被保険者整理番号 資格取得時に払い出された被保険者整理番号(保険証番号)をご記入ください。
 - ⑦ 昇(降)給 4月から6月の支払期において、昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を○で囲んでください。
 - ⑧ 遡及支払額 4月から6月の支払期において、遡及分の支払があった場合は、月と支払われた遡及差額分をご記入ください。
 - ⑩ 給与計算の基礎日数 「月給・週給者」は暦日数、「日給・時給者」は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。(注意：基礎日数は給与支払日ではありません。)
 - ⑪ 通貨によるもの 給料、手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
・昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
 - ⑫ 現物によるもの 報酬のうち、食事、住宅、被服、定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
・現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた価格、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
 - ⑭ 総計 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計した金額をご記入ください。
・「パート」の場合で17日以上(「短時間労働者」の場合は、15日以上)の月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計してください。
 - ⑮ 平均額 「⑭総計」で算出した金額を「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。
・「パート」の場合で17日以上(「短時間労働者」の場合は、15日以上)の月で除してください。
 - ⑯ 修正平均額 遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。
低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額を算出してください。
 - ⑰ 備考 「2.途中入社」には、給与の支払い対象となる期間の途中から資格取得したことにより1か月分の給与が支給されない場合に○で囲み、入社(資格取得)年月日をご記入ください。(1か月分の給与が支給されない月(途中入社月)を除いた月が算定の対象となります。)
「3.産前産後休・育休・休職等」は、該当する場合に○で囲み、その期間についてご記入ください。
「5.年間平均」は、年間平均での算定を希望する場合に○で囲んでください。
※申立書、同意書および前年7月から当年6月の被保険者の報酬額等がわかる書類をご提出ください。
- 留意事項**
- ・7月、8月、9月改定の月額変更該当する場合はこの算定による定時決定より月額変更による改定が優先されますので、「被保険者報酬月額変更届」を必ずご提出ください。(⑰備考欄の「1.月額変更予定」を○で囲んでください。)
 - ・「⑩給与計算の基礎日数」が17日(又は15日・11日)以上の月が1月もない場合は、従前の標準報酬月額により決定します。
 - ・年間報酬の平均で算定することを申立している場合は、『被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況 標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等』に記入した「修正平均額」を「⑯修正平均額」欄にご記入ください。
 - ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国、又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時51人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
 - ・「パート」とは、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間労働者をいいます。

この通知書のことでわからないことがあるときは当組合にお尋ねください。この処分(通知書の決定)に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対し行うことができます。処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。ただし原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。